

第21期第7回福島県内水面漁場管理委員会

資料

福島県内水面漁場管理委員会



第21期第7回福島県内水面漁場管理委員会次第

日時:令和5年4月17日(月)

13時30分～

場所:第1特別委員会室

(福島県庁本庁舎2階)

1 開 会

2 会長挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

議案第1号 福島県内水面共同漁業権漁場計画の案に関する公聴会の結果について

議案第2号 福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について(答申)

議案第3号 福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について(諮問)

議案第4号 福島県内水面区画漁業権漁場計画の案に関する公聴会の開催について

5 閉 会



## 議 案

<b>第1号</b>	福島県内水面共同漁業権漁場計画の案に関する 公聴会の結果について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
<b>第2号</b>	福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について（答申）	10
	・ 答申文・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	・ 諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	諮問文の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	第五種共同漁業権漁場計画（案）・・・・・・・・	14
	第五種共同漁業権免許一斉切替事務日程について	42
<b>第3号</b>	福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について（諮問）	43
	・ 諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	諮問文の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	・ 第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について	47
<b>第4号</b>	福島県内水面区画漁業権漁場計画の案に関する 公聴会の開催について・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	・ 福島県内水面漁場管理委員会告示（案）	48
	・ 内水面区画漁業権漁場計画の公聴会開催要領	49
	・ 公述申請書・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	・ 内水面区画漁業権漁場計画の公聴会次第	51



## 公聴会の結果について

## 1 公聴会の開催状況

## (1) 会津会場

開催月日：令和5年3月8日（水）午後1時30分

開催場所：福島県会津若松合同庁舎新館2階大会議室

出席者：委員4名、県（事務局及び知事部局）3名、公述者2名、傍聴者2名

## (2) いわき会場

開催月日：令和5年3月13日（月）午後1時30分

開催場所：福島県いわき合同庁舎本庁舎4階大会議室

出席者：委員3名、県（事務局及び知事部局）5名、公述者2名、傍聴者1名

## (3) 福島会場

開催月日：令和5年3月15日（水）午後1時30分

開催場所：福島県庁本庁舎5階正庁

出席者：委員3名、県（事務局及び知事部局）5名、公述者2名、傍聴者5名

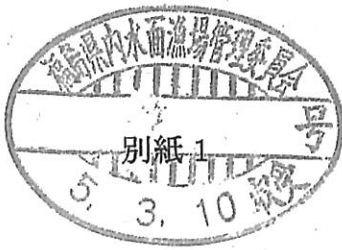
## 2 公聴会の概要

## 公述者の公述及び質疑

案の番号 河川・湖沼名	公述者	公述及び質疑の内容（要旨）
内共第4号 請戸川	室原川高瀬川漁業協同組合 代表理事組合長 小野正信	かわえび漁業追加の要望。 種苗放流の取組実績の報告、乱獲防止、活 発な放流事業、放射能に負けない川づくり を町と連携して進める。
内共第4号 請戸川	泉田川漁業協同組合 代表理事組合長 泉田重章	かわえび漁業追加の要望。 郷土料理等、親しまれてきた水産資源。保 護しながら復活させたい。
内共第5号 熊川	熊川漁業協同組合 事務局 小野清子	漁場計画の案に異議なし。 原発事故で活動に支障。あゆ等の放流再 開、放射線モニタリング調査の取組みを報告。 質問：放流の状況はどのようなか？ 回答：令和3年度から一部魚種の放流再 開。モニタリング調査結果からはまだ遊漁再開 に至らない。
内共第12号 久慈川	久慈川第一漁業協同組合 代表理事組合長 古市孝行	漁場計画の案に異議なし
内共第18号 阿賀川・日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合 理事 物江郁夫	漁場計画の案に異議なし
内共第21号 只見川	只見川漁業協同組合 代表理事組合長 田崎幸一	漁場計画の案に異議なし







公述申請書

令和5年3月6日

福島県内水面漁場管理委員会会長 殿

〒979-1512

福島県双葉郡浪江町大字権現堂字下川原 94-1

室原川高瀬川漁業協同組合

代表理事組合長 小野 正信

74歳

合源高室  
長瀬川原  
此瀬川川

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

(公述の要旨)

内共第四号福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について

令和5年に予定されている漁業権免許更新に係る対象魚種追加のお願い

現行漁業権免許対象魚種8種に加え、新漁業権免許対象魚種にもくずがに、かわえびの2種を追加希望していたが、追加がもくずがにのみとなりかわえびについては対象から外されたことについて、再度検討を頂き、かわえびを追加していただきたいと希望していることについて公述させていただきたい。

令和4年度事業まで漁業権対象魚種に申請するべく追加2魚種については平成26年、宮城県より入手したかわえび10kgを請戸川県道253号線上下に放流を実施し、翌年1月から3月に同場にて生息状況を確認した。

翌27年、高瀬川酒井橋上下に同量放流を実施。堆砂により生息確認はできなかった。

また青森県より入手した、もくずがに30kgを、同じく請戸川県道253号線上下、高瀬川酒井橋上下に放流を実施。翌年 もくずがに 産卵による降下時期に どう をかけ生息状況を確認したところ、良好であった。

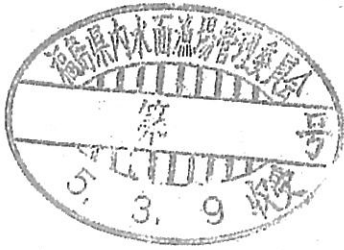
令和3年もくずがに、令和4年 もくずがに、かわえびを前回同個所に放流するなど実績を重ね、3年にまたがる人工漁礁による生息モニタリングにおいても、両魚種ともに良好に増殖していることを把握した。

また、内水面振興大会等により、追加2魚種については乱獲、密漁、堆砂による河川生息状況の激減により、資源は減少の一途をたどっており、対象魚種にしている各漁協では、県と協議し、行使規則、遊漁規則で乱獲を防ぐべく対策をしていると聞いております。

当組合管内では、2011年東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、多量の砂が河川に流入し、さらに令和元年東日本台風による甚大な被害などで

堆砂が問題視されているにもかかわらず、放射能汚染により堆砂除去の対応ができないといった国の指針により、原資となる親魚の生息区域が激減しております。

放射能に負けない川づくりを町や関係市町村とすすめるべく当漁協では、活発な放流事業を行い、また適正な資源管理を行い、河川資源の枯渇を防ぐべく活動をするためにも、ぜひもくずがにと併せてかわえびについても対象魚種に加えていただけますよう強くお願いをさせていただきます。



公 述 申 請 書

令和5年3月9日

福島県内水面漁場管理委員会会長 様

福島県双葉郡浪江町大字北幾世橋字荒井前2番地

泉田川漁業協同組合

代表理事組合長 泉 田 重 章



69歳

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

(公述の趣旨)

内共第4号福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について、漁業を営む者として意見を述べます。

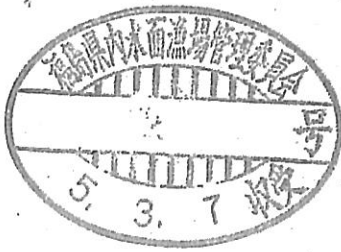
泉田川漁業協同組合は室原川高瀬川漁業協同組合とともに、請戸川本流及び支流の区域においてこれまで8種類の魚種において漁業を営んで参りましたが、平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の放射能災害により、全町避難を余儀なくされ、一部避難解除により帰町してからは、荒廃した河川の魚類を守ろうと、稚魚の放流等に努力してまいりました。しかしながら生活圏の復興を優先することが先決であり、現状は放射能を含んだ土砂を河川敷地から搬出せずに、仮工事として水害防止の河床整備が行われております。

このような中、令和4年はアユの遡上が多くみられ、町民からも河川環境の復活を望む声が数多く出されております。私たち漁協も魚の歴史について話す会合での講演要請がたびたびあります。

私たちが望んでいる「もくずがに・かわえび」は、震災前までは古くからの郷土料理として親しまれ、町民の会話に登場する魚類でありました。なるべく早く、生息できる環境を整えなければ資源は枯渇いたします。

機運が高まり、町民の皆様が河川環境に興味を抱き、協力体制が整っていて、生態系を知りうる組合員が活動を再開している今こそ、震災前の魚種が復活できるようにすべきと考えます。

「もくずがに・かわえび」の保護・放流を優先すべく、私たち組合がこれからも努力いたしますので、漁業権を与えていただきますよう、心からお願いいたします。



公 述 申 請 書

令和5年3月6日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

住 所： 福島県双葉郡大熊町大字熊川字久麻川495-1

氏 名： 熊 川 漁 業 協 同 組 合

事務局 小野 清子



年 齢： 56歳

職 業： パート

下記の通り公述いたしたく申請いたします。

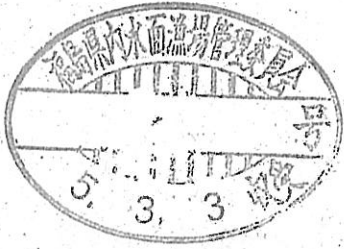
記

(公述の要旨)

内共第5号福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について  
異議がありません。

平成23年3月の東日本大震災及び原発事故により、大熊町は帰宅困難区域になり当組合は震災前の活動ができなくなりました。現在は、熊川の一部避難指示解除により少しずつではありますが、稚鮎・うぐいの放流を再開し、モニタリングを進めています。

以上



別紙1

公 述 申 請 書

令和5年 3 月 1 日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県東白川郡矢祭町大字東館字館本52

住 所 久慈川第一漁業協同組合

氏 名 代表理事組合長 古市孝行

年 齢 72才

職 業



下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

(公述の要旨)

内共第 12 号福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について

異議ありません



別紙 1

公 述 申 請 書

令和 5 年 2 月 28 日

福島県内水面漁場管理委員会会長 様

住 所 福島県河沼郡会津坂下町大字白狐字堀南乙 174 番地の 7

氏 名 阿賀川非出資漁業協同組合 理事 物 江 郁 夫

年 齢 69 歳

職 業 販 売 業



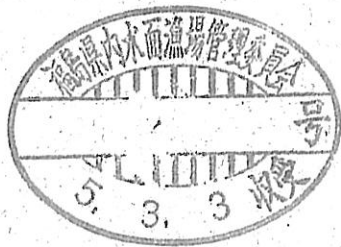
下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

(公述の要旨)

内共第 18 号福島県共同漁業権漁場計画の案について

今般の内共第 18 号福島県共同漁業権漁場計画の案について、異議  
ございません。



公 述 申 請 書

令和5年2月28日

福島県内水面漁場管理委員会長  
片山 亜優 様

住所 福島県河沼郡柳津町大字柳津  
字諏訪町甲 61 番地 2

氏名 只見川漁業協同組合

代表理事組合長 田崎 幸

年齢 73 歳

職業 会社員



下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

(公述の要旨)

内共第 21 号福島県内水面共同漁業権漁場計画案について  
異議はございません。



福島県知事様

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 片山 亜優

印

福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について（答申）

令和5年1月19日付け4生流第3704号で諮問ありましたこのことについて、当委員会の意見は下記のとおりです。

記



写

4生流第3704号  
令和5年1月19日

福島県内水面漁場管理委員会長

福島県知事



福島県内水面共同漁業権漁場計画の案について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき福島県内水面共同漁業権漁場計画の案を別紙のとおり作成したので、同法第67条第2項により準用する同法第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379）



## 1 概 要

知事は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項の規定に基づき、その管轄に属する内水面について、5 年ごとに内水面漁場計画を定めるものとされている。

現在免許している漁業権の存続期間が令和 5 年 8 月 31 日で満了となることから、同年 9 月 1 日以降の内水面漁場計画を定めるもの。

## 2 根拠法令等

法第 67 条、同条第 2 項で準用する第 62 条第 2 項及び第 64 条

## 3 内 容

別紙福島内水面共同漁業権漁場計画の案のとおり

※ 令和 4 年 11 月 21 日から同年 12 月 20 日まで、法第 64 条第 1 項の規定に基づき福島県内水面共同漁業権漁場計画の素案に対する利害関係人の意見聴取を実施した。

また、「海区漁場計画の作成等について」（令和 4 年 4 月 14 日付け 4 水管第 57 号水産庁長官通知。以下「技術的助言」という。）第 7 の 2（1）に基づき関係機関への協議及び照会を実施した。

意見聴取及び協議並びに照会の結果を踏まえ、素案において以下の箇所を変更し、福島県内水面共同漁業権漁場計画の案とする。

### （1）内共第 4 号

室原川・高瀬川漁業協同組合及び泉田川漁業協同組合

#### 意見の内容

第五種共同漁業権の対象魚種として「もくずがに」の追加を要望するもの。

#### 意見の理由

地域の食文化を継承する等の理由から、今後の資源利用を図りたい。

#### 検討結果

内共第 4 号の第五種共同漁業権の対象魚種として「もくずがに」を加える。

### （2）内共第 10 号

鮫川漁業協同組合

#### 意見の内容

漁場の位置及び区域の基点となっている福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場堰堤が、令和 10 年度に移設予定があることから、移設後の漁場の位置及び区域に変更について尋ねるもの。

#### 検討結果

当該施設の移設により、漁場の位置及び区域を変更しない。漁場計画の案において、緯度、経度の表記を併記する。

5 諮問

令和5年1月27日開催 第21期第6回福島県内水面漁場管理委員会

6 経過及び今後の予定

(参考)「第五種共同漁業権免許一斉切替事務日程について」のとおり

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第1号（真野川）		
2 漁場の位置 及び区域	真野川本流及び支流の区域（横浦を除く。）		
3 漁業の種類、 名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業 もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南相馬市鹿島区及び相馬郡飯舘村		
6 その他漁業権の 設定に関し必要 な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第2号（新田川）		
2 漁場の位置及び区域	新田川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南相馬市原町区及び相馬郡飯舘村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		



福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第3号（太田川）		
2 漁場の位置及び区域	太田川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同	こ い 漁 業 ふ な 漁 業 う ぐ い 漁 業 う な ぎ 漁 業 わ か さ ぎ 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業 あ ゆ 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南相馬市原町区及び相馬郡飯舘村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第4号（請戸川）		
2 漁場の位置 及び区域	請戸川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、 名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業 もくずがに漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	田村市（都路地区に限る。）、双葉郡浪江町及び同郡葛尾村		
6 その他漁業権の 設定に関し必要 な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第5号（熊川）		
2 漁場の位置 及び区域	熊川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、 名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同	うぐい漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	双葉郡大熊町		
6 その他漁業権の 設定に関し必要 な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第6号（富岡川）		
2 漁場の位置及び区域	富岡川本流及び支流の区域（荻ダム及び毛戸ダム並びにこれに注入する河川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	うぐい漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業 うなぎ漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	双葉郡富岡町及び同郡川内村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第7号（井出川）		
2 漁場の位置及び区域	井出川本流及び支流の区域（清太郎川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同	い わ な 漁 業 や ま め 漁 業 あ ゆ 漁 業	4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	双葉郡楡葉町及び同郡川内村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第8号（木戸川）		
2 漁場の位置及び区域	木戸川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こ い 漁 業 う ぐ い 漁 業 う な ぎ 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業 あ ゆ 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	いわき市（小川及び川前地区に限る。）、双葉郡楡葉町及び同郡川内村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第9号（夏井川）		
2 漁場の位置及び区域	夏井川本流及び支流の区域（新川及び南横川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	いわき市、田村市（滝根地区に限る。）、石川郡平田村（鴫子及び九生滝地区に限る。）及び田村郡小野町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第10号（鮫川）		
2 漁場の位置 及び区域	いわき市地内福島県企業局いわき事業所沼部ポンプ場堰堤（北緯36度55分12秒、東経140度45分22秒の点と北緯36度55分9秒、東経140度45分23秒の点を結んだ線）から上流の鮫川本流及び支流のうち福島県の区域並びに鮫川本流と山田川との合流点から上流山田川の区域		
3 漁業の種類、 名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 うなぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	いわき市、東白川郡塙町（那倉及び片貝地区に限る。）、同郡鮫川村（青生野及び渡瀬地区を除く。）及び石川郡古殿町		
6 その他漁業権の 設定に関し必要 な事項	なし		



福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第11号（阿武隈川）		
2 漁場の位置及び区域	福島及び宮城県境から上流の阿武隈川本流及び支流の区域（竜生貯水池、西郷貯水池、南湖、白坂ため池、山舟生川、大笹生ダム堰堤から上流の八反田川、松川、鍛冶屋川と須川との合流点から上流の須川、白津川、堀越川、多田野川及び黄金川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同 同 同	こ い 漁 業 ふ な 漁 業 う ぐ い 漁 業 う な ぎ 漁 業 わ か さ ぎ 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業 あ ゆ 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	福島市、郡山市（湖南地区を除く。）、白河市、須賀川市、二本松市、田村市（都路地区を除く。）、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、同郡国見町、同郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、同郡天栄村（湯本地区を除く。）、西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡中島村、同郡矢吹町、東白川郡棚倉町、石川郡石川町、同郡玉川村、同郡平田村、同郡浅川町、田村郡三春町及び同郡小野町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第12号（久慈川）		
2 漁場の位置及び区域	福島及び茨城県境から上流の久慈川本流及び支流の区域（矢沢川、大内沢川、関沢川、根子屋川及び大草川ダム堰堤から上流の大草川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	こ い 漁 業 う ぐ い 漁 業 や ま め 漁 業 あ ゆ 漁 業 う な ぎ 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 4月1日から9月30日まで 6月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	東白川郡棚倉町、同郡塙町、同郡矢祭町及び同郡鮫川村（青生野及び渡瀬地区に限る。）		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第13号（猪苗代湖）		
2 漁場の位置及び区域	猪苗代湖及びこれに注入する河川の区域（秋元湖放水路との合流点から上流の長瀬川、長瀬川と酸川との合流点から上流高森川との合流点までの酸川（支流を除く。）、中ノ沢、小塚川、硫黄川及び琵琶沢を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 いwana漁業 やまめ漁業 わかさぎ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同 1月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	会津若松市（河東及び湊地区に限る。）、郡山市（湖南地区に限る。）、耶麻郡磐梯町及び同郡猪苗代町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第14号（秋元湖）		
2 漁場の位置及び区域	秋元湖及びこれに注入する河川の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同 同	こ い 漁 業 ふ な 漁 業 う ぐ い 漁 業 わ か さ ぎ 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	耶麻郡北塩原村及び同郡猪苗代町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第15号（小野川湖）		
2 漁場の位置及び区域	小野川湖及びこれに注入する河川の区域（曾原湖、長峰水門から小野川湖に至る水路、狐鷹森水門から大沢川との合流点までの水路及び大沢川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	耶麻郡北塩原村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第16号（檜原湖）		
2 漁場の位置及び区域	檜原湖及びこれに注入する河川の区域（雄国沼を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	耶麻郡北塩原村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第17号（阿賀川）		
2 漁場の位置及び区域	福島及び新潟県境から上流の豊実湖、上野尻湖、山郷湖及びこれに注入する河川の区域（勾沢及び滑沢を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	こ い 漁 業 ふ な 漁 業 う ぐ い 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	喜多方市（高郷地区に限る。）及び耶麻郡西会津町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第18号（阿賀川・日橋川）		
2 漁場の位置及び区域	<p>喜多方市地内新郷発電所堰堤から上流の次に掲げる阿賀川本流及び支流の区域          阿賀川は、次に掲げる点アと点イを結んだ線から下流の本流及び支流の区域（濁川は、大平沼を除く。）          点ア 阿賀川左岸会津若松市と会津坂下町との境界点          点イ 阿賀川右岸会津若松市と会津坂下町との境界点          只見川は、会津坂下町地内片門発電所堰堤から下流の本流及び支流の区域          日橋川は、喜多方市地内金川発電所放水路との合流点から下流の本流及び支流の区域          宮川は、会津坂下町地内上開津橋橋脚上流端から下流の本流及び支流の区域          湯川は、次に掲げる点ウと点エを結んだ線から下流の本流及び支流（濁川は、会津若松市地内高畑堰堤から下流。）の区域          点ウ 湯川左岸会津若松市と湯川村との境界点          点エ 湯川右岸会津若松市と湯川村との境界点</p>		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こ い 漁 業 ふ な 漁 業 う ぐ い 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	会津若松市（河東地区に限る。）、喜多方市、耶麻郡北塩原村、河沼郡会津坂下町及び同郡湯川村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		



福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第19号（大川）		
2 漁場の位置及び区域	<p>次に掲げる点アと点イを結んだ下流基線から点ウと点エを結んだ上流基線までの大川本流及び支流の区域、会津坂下町地上開津橋橋脚上流端から上流の宮川本流及び支流の区域並びに次に掲げる点オと点カを結んだ線から上流の湯川本流及び支流（瀬川は、会津若松市地内高畑堰堤から上流。）の区域</p> <p>点ア 大川左岸会津若松市と会津坂下町との境界点          点イ 大川右岸会津若松市と会津坂下町との境界点          点ウ 大川左岸下郷町大字小沼崎字牧ノ平甲六番地地内の標柱          点エ 大川右岸下郷町田代字中飯山地内の標柱          点オ 湯川左岸会津若松市と湯川村との境界点          点カ 湯川右岸会津若松市と湯川村との境界点</p>		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	うぐい漁業 うなぎ漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	会津若松市（河東地区を除く。）、南会津郡下郷町、河沼郡会津坂下町及び大沼郡会津美里町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第20号（大川）		
2 漁場の位置及び区域	次に掲げる点アと点イを結んだ線から上流の大川本流及び支流の区域（板小屋川、板小屋川と鶴沼川との合流点から上流の鶴沼川及び大内ダム堰堤から上流の小野川を除く。） 点ア 大川左岸下郷町大字小沼崎字牧ノ平甲六番地地内の標柱 点イ 大川右岸下郷町田代字中飯山地内の標柱		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	うぐい漁業 わかさぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 同 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	岩瀬郡天栄村（湯本地区に限る。）、南会津郡南会津町（田島地区に限る。）及び同郡下郷町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第21号（只見川）		
2 漁場の位置及び区域	片門湖、柳津湖、宮下湖、上田湖、本名湖及びこれに注入する河川の区域（柳津町地内只見線御殿場鉄橋から上流の八坂野川、不動川と銀山川との合流点から上流の銀山川及び金山町地内只見線野尻川鉄橋から上流の野尻川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	こ い 漁 業 う ぐ い 漁 業 い わ な 漁 業 や ま め 漁 業	1月1日から12月31日まで 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡三島町、同郡金山町及び同郡昭和村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第22号（沼沢湖）		
2 漁場の位置及び区域	沼沢湖及びこれに注入する河川の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業	ひめます漁業	4月1日から9月30日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	大沼郡金山町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第23号（野尻川）		
2 漁場の位置及び区域	金山町地内只見線野尻川鉄橋から上流の野尻川本流及び支流の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	うぐい漁業 いwana漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	大沼郡金山町及び同郡昭和村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第24号（只見川）		
2 漁場の位置及び区域	滝湖、只見湖、田子倉湖及びこれに注入する河川の区域（伊南川及び大鳥発電所堰堤から上流の只見川を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	こい漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 いwana漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南会津郡只見町及び大沼郡金山町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第25号（伊南川）		
2 漁場の位置及び区域	伊南川本流及び支流の区域（南会津町と檜枝岐村との境界から上流の檜枝岐川及び長浜沢を除く。）		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同	うぐい漁業 いわな漁業 やまめ漁業 あゆ漁業	1月1日から12月31日まで 4月1日から9月30日まで 同 6月1日から12月31日まで
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南会津郡南会津町（田島地区を除く。）及び同郡只見町		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

1 案の番号	内共第26号（檜枝岐川・只見川）		
2 漁場の位置及び区域	南会津町と檜枝岐村との境界から上流の檜枝岐川本流及び支流の区域並びに只見川の支流のうち大津岐川、トクサ沢、広沢、高石沢及び大江川の区域		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同	いわな漁業 やまめ漁業	4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	南会津郡檜枝岐村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		



福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

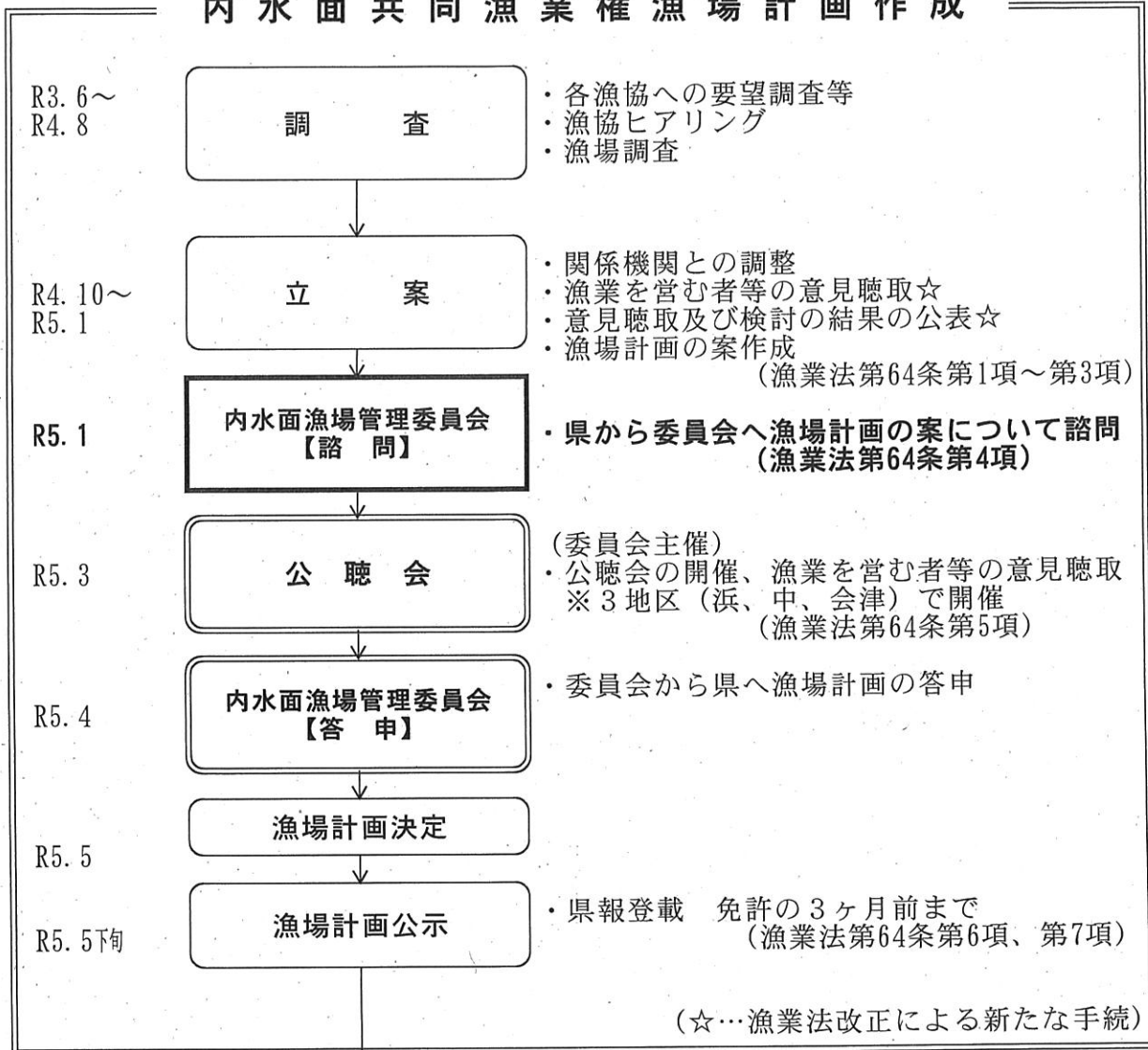
1 案の番号	内共第27号（大鳥湖・奥只見湖・只見川）		
2 漁場の位置及び区域	<p>只見町地内大鳥発電所堰堤から次に掲げる基点甲と点アを結ぶ線までの只見川本流のうち福島県の区域（袖沢と只見川との合流点から奥只見発電所堰堤上流500メートルの線までの区域を除く。）並びに只見川支流袖沢及び片貝沢の区域</p> <p>基点甲 福島県、群馬県及び新潟県の境界点（沼尻川左岸）</p> <p>点ア 基点甲から110度の方向に引いた線と沼尻川右岸との交点</p>		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業 同 同 同 同	こい漁業 ふな漁業 うぐい漁業 わかさぎ漁業 いわな漁業 やまめ漁業	1月1日から12月31日まで 同 同 同 4月1日から9月30日まで 同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	福島県南会津郡檜枝岐村、同郡只見町及び新潟県魚沼市（湯之谷地区に限る。）		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

福島県内水面共同漁業権漁場計画（案）

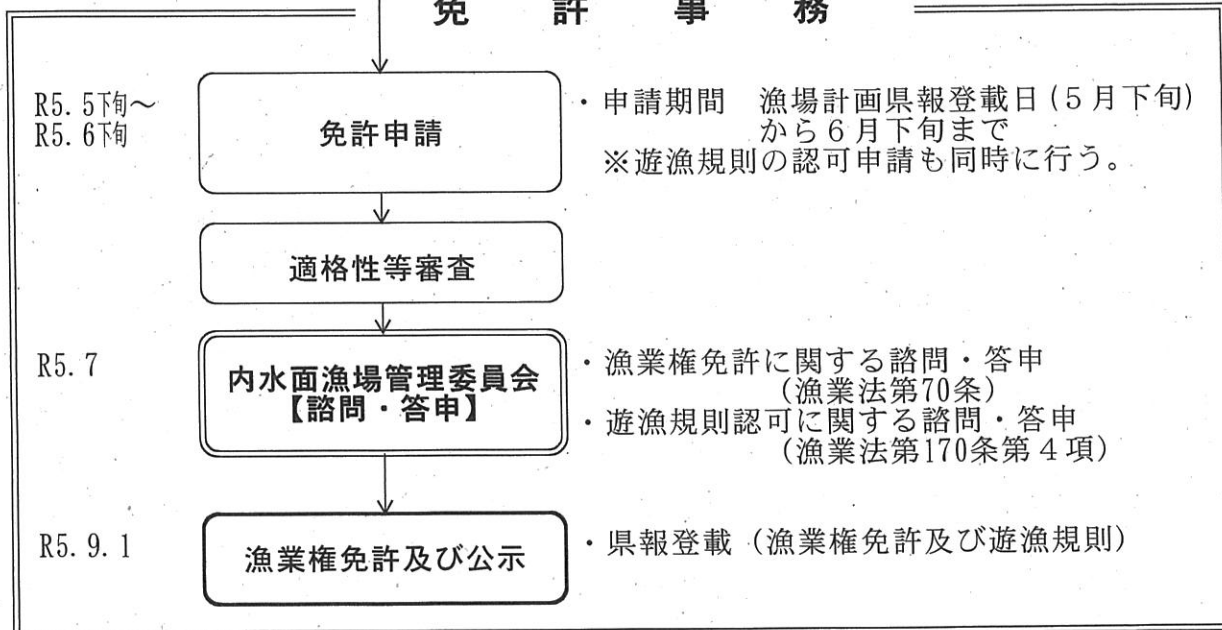
1 案の番号	内共第28号（尾瀬沼・沼尻川）		
2 漁場の位置及び区域	次に掲げる基点甲と点アを結ぶ線から上流の沼尻川及び尾瀬沼の区域 基点甲 福島県、群馬県及び新潟県の境界点（沼尻川左岸） 点ア 基点甲から110度の方向に引いた線と沼尻川右岸との交点		
3 漁業の種類、名称及び時期	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
	第5種共同漁業同	いわな漁業 やまめ漁業	4月1日から9月14日まで同
4 存続期間	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで		
5 関係地区	福島県南会津郡檜枝岐村及び群馬県利根郡片品村		
6 その他漁業権の設定に関し必要な事項	なし		

第五種共同漁業権免許一斉切替事務日程について (参考)

内水面共同漁業権漁場計画作成



免許事務







議案第3号

4生流第4802号  
令和5年3月30日

福島県内水面漁場管理委員会長 様

福島県知事



福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき福島県内水面区画漁業権漁場計画の案を別紙のとおり作成したので、同法第67条第2項により準用する同法第64条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主事 村上 電話 024-521-7379）



福島県内水面区画漁業権漁場計画の案

別紙

1 漁業法第62条第2項の規定により掲げる事項

公示予定番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別
内区第1号	本宮市岩根字池前186	大池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第2号	郡山市富久山町久保田字北谷68	善宝池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第3号	郡山市山崎	五百淵池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第4号	郡山市深沢293	酒蓋池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第5号	郡山市大槻町字美女池	美女池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第6号	郡山市大槻町字隠居免44	鎌倉池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第7号	郡山市大槻町字中ノ平南	新池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第8号	郡山市安積町笹川字荒池	荒池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第9号	郡山市安積町荒井字萬海	万海池	第二種区画漁業権	こいうぐい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第10号	郡山市三穂田町川田字葉ノ木	葉ノ木池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第11号	郡山市三穂田町川田字葉ノ木	新高野池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第12号	郡山市三穂田町川田字高野	高野池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第13号	郡山市三穂田町川田字被下	かつぎ下ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第14号	郡山市三穂田町川田字上板橋	新池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第15号	郡山市三穂田町鍋山字七ツ池	七ツ池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第16号	郡山市逢瀬町多田野字上釜の前	釜の前池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第17号	郡山市逢瀬町多田野字下北沢2	北沢ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第18号	郡山市逢瀬町河内字山田120	山田池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第19号	郡山市逢瀬町河内字鳥井戸102	堂尻ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第20号	郡山市逢瀬町多田野字堀口233	本沢池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第21号	須賀川市館ヶ岡字上ノ池25-1	上の池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第22号	須賀川市西川字笹平48	笹平池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第23号	須賀川市越久字真米22	真米池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第24号	須賀川市袋田字は清水44	北の内池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第25号	須賀川市仁井田字上ノ池	七ツ池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第26号	西白河郡矢吹町松房41	松房池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第27号	西白河郡矢吹町大久保46	牡丹池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権
内区第28号	西白河郡西郷村大字真船字赤坂5-2	赤坂ため池	第二種区画漁業権	こい養殖業	1月1日から12月31日	令和6年1月1日から令和10年12月31日	個別漁業権

2 漁業法第86条の規定による条件

以下の条件を付すこととする。

- 1 ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。
- 2 ため池の堤体、施設等の保全及び維持管理に支障を及ぼしてはならない。
- 3 ため池の改修工事に支障を及ぼしてはならない。
- 4 ため池に逃魚防止網等の施設を設置する場合は、ため池の管理機関に協議しなければならない。
- 5 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならない。





## 1 概 要

知事は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 67 条第 1 項の規定に基づき、その管轄に属する内水面について、5 年ごとに内水面漁場計画を定めるものとされている。

現在免許している漁業権の存続期間が令和 5 年 12 月 31 日で満了となることから、令和 6 年 1 月 1 日以降の内水面漁場計画を定めるもの。

法第 64 条第 3 項の規定により、漁場計画の案を福島県内水面漁場管理委員会に諮問する。

## 2 根拠法令等

法第 67 条、同条第 2 項で準用する第 62 条第 2 項及び第 64 条

## 3 内 容

福島内水面区画漁業権漁場計画の案のとおり

### (1) 素案に対する意見聴取等の経過

素案のうち 3 件の漁場に関して、利害関係人から意見があった。

（別紙）「福島県内水面区画漁業権漁場計画の素案に関する意見及び検討結果」のとおり

### (2) 意見に対する検討結果

意見の内容については、素案に示す「2 漁業法第 86 条の規定による条件」において付す内容で充足する。このことから、漁場計画の案については、素案からの変更を要さない。

## 4 諮 問

令和 5 年 4 月 17 日開催 第 21 期第 7 回福島県内水面漁場管理委員会

## 5 経過及び今後の予定

（参考）「第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について」のとおり



福島県内水面区画漁業権漁場計画の素案に関する意見及び検討結果

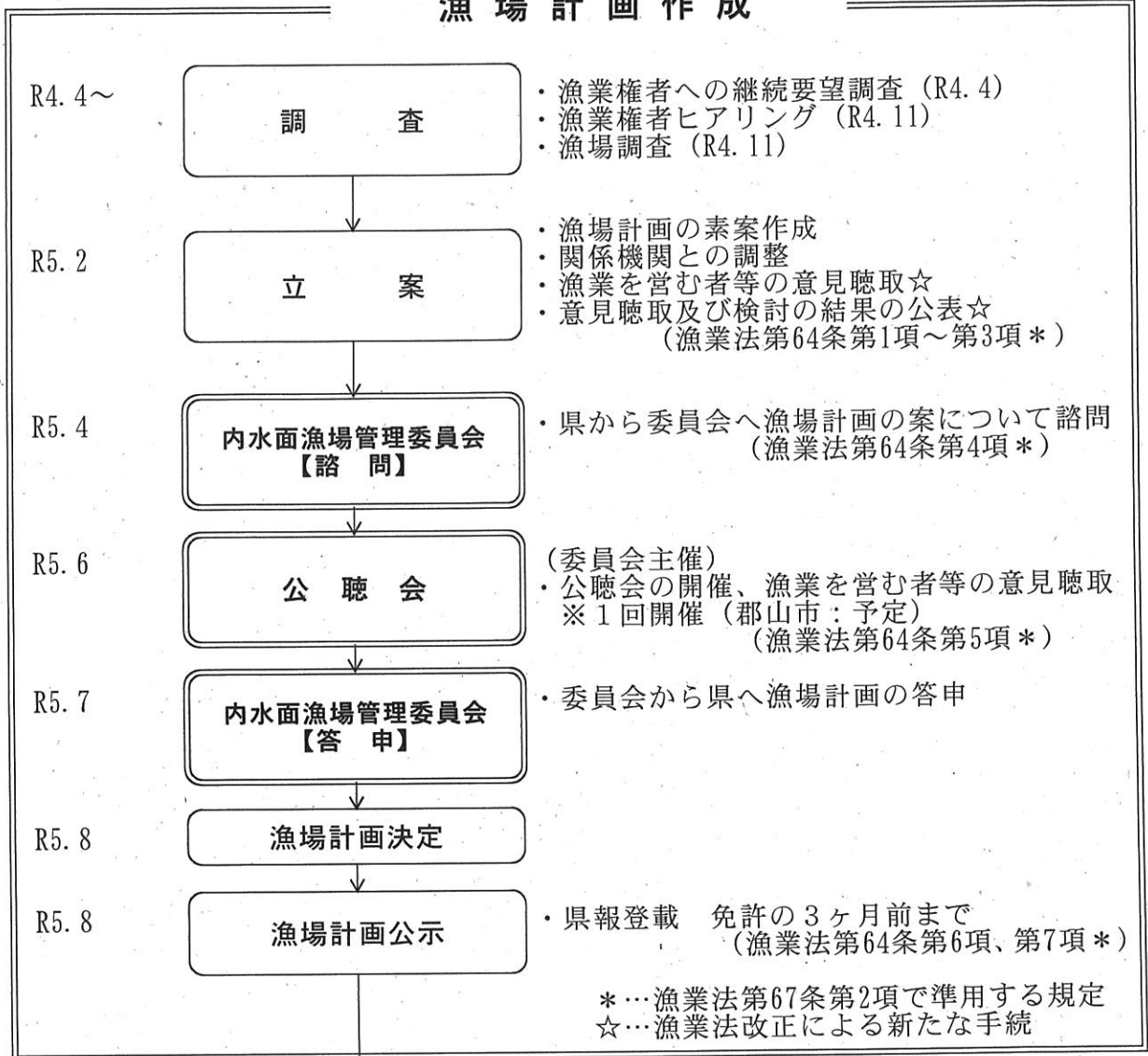
福島県水産課

No.	素案の番号	意見の概要	意見に対する検討
1	内区第15号	<p>排水について、漁業権者から当該土地改良区に対し、事前に実施期間を報告するよう、漁業権者に指導願います。</p>	<p>意見の内容は、漁業権に付す以下の条件に該当する。 (条件 1) ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。 ・このことについて、県から漁業権者へ指導の依頼が趣旨となっている。 → 以上について、素案の内容で充足していることから、案において変更を要さない。</p>
2	内区第19号	<p>水位管理について、大雨等の災害に対応した貯水機能等の利用に支障の無いよう、漁業権者に指導願います。</p>	<p>同上</p>
3	内区第28号	<p>・養殖に伴う水質の汚濁並びに悪臭等について、周辺環境に配慮し、地元住民等の苦情等が発生しないよう、漁業権者は対策に最善を尽くしていただきたい。 ・このことについて、問題等が生じた場合には、漁業権者は速やかに対応すること。 ・農業用水や貯水機能等の利用に影響がでないよう、漁業権者は水位調整等の対策を講じること。</p>	<p>意見の内容は、漁業権に付す以下の条件に該当する。 (条件 5) 養魚に当たっては、常に地域環境の保全に留意しなければならぬ。 (条件 1) ため池からの取水及び排水の管理に支障を及ぼしてはならない。 → 以上について、素案の内容で充足していることから、案において変更を要さない。</p>

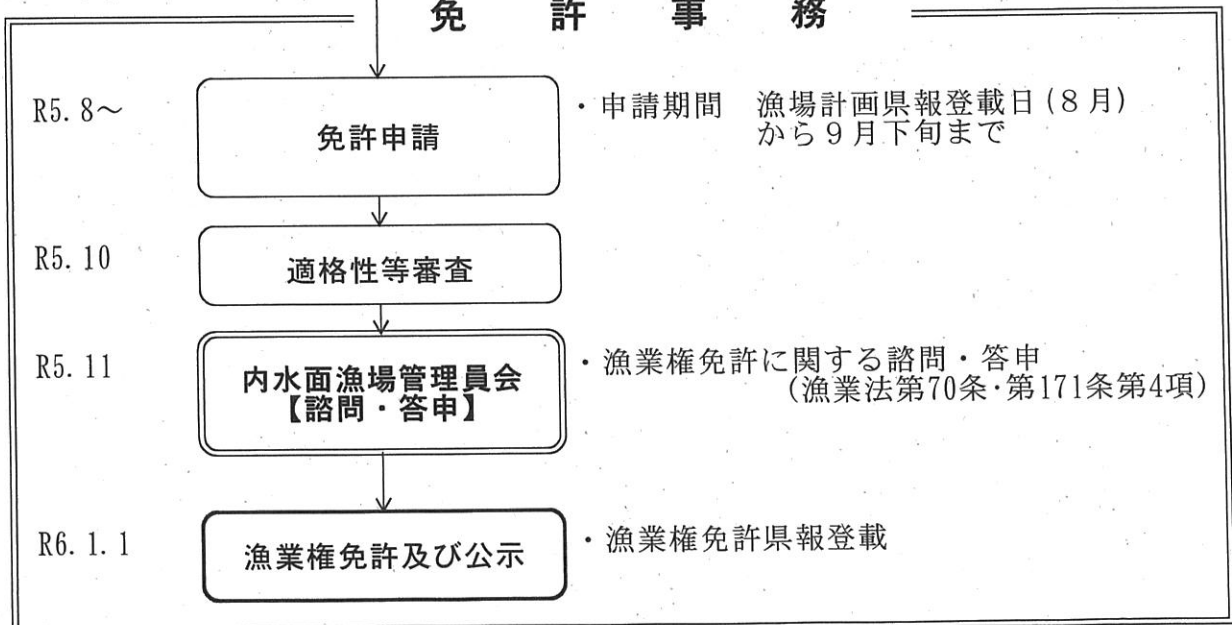


## 第二種区画漁業権免許一斉切替事務日程について (参考)

### 漁場計画作成



### 免 許 事 務





福島県内水面漁場管理委員会告示第\_\_号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する第64条第5項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和5年\_\_月\_\_日

福島県内水面漁場管理委員会  
会長 片山 亜優

一 期日及び場所並びに公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述者」という。）  
となり得る者の範囲

期 日	場 所	公述者となり得る者の範囲
令和5年6月5日 午後2時	郡山市日和田町高倉字下中道116番地 福島県農業総合センター 大会議室	漁業者、その他利害関係のある者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第67条第2項により読み替えて準用する第62条第2項の規定により福島県知事が作成した福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について

三 公述者になろうとする者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書を福島県内水面漁場管理委員会に提出しなければならない。文書の提出期限は、公聴会開会の5日前までとする。

四 提出先

郵便番号 960-8670 福島市杉妻町2番16号  
福島県内水面漁場管理委員会事務局（福島県農林水産部水産課内）  
電話 024-521-7379

五 公述者の選定

公述者は、文書を提出した者のうちから、福島県内水面漁場管理委員会において選定する。

## 公聴会開催要領（案）

### 1 根拠法令等

- (1) 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 2 項の規定により準用する第 64 条第 5 項
- (2) 漁業法に基づく公聴会に関する手続規程（平成 7 年 3 月 31 日 福島県内水面漁場管理委員会告示第 4 号）

### 2 主宰者

福島県内水面漁場管理委員会 会長 片山亜優

### 3 期日及び場所等

区 分	詳 細
期 日	令和 5 年 6 月 5 日（月） 14 時
場 所	郡山市日和田町高倉字下中道 116 番地 福島県農業総合センター 大会議室
意見を聴こうとする案件	漁業法第 67 条第 2 項により読み替えて準用する第 62 条第 2 項の規定により福島県知事が作成した福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について
公述者となりうる者の範囲	漁業者、その他利害関係のある者
担 当 委 員	会長、中通り方部在住委員他

### 4 公述者の手続

公述者になろうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した文書\*を福島県内水面漁場管理委員会に提出しなければならない。文書\*の提出期限は、公聴会開会の 5 日前までとする。 ※文書：別紙 1 公述申請書

### 5 提出先

福島県内水面漁場管理委員会事務局  
郵便番号 960-8670 住所 福島市杉妻町 2 番 16 号（水産課内）

### 6 公述者の選定

公述者は、公述申請書の文書を提出した者の中から、公聴会開会前に出席委員により、選定する。

### 7 公聴会次第（案）

別紙 2 のとおり



公 述 申 請 書

令和5年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会長

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
年 齢 \_\_\_\_\_  
職 業 \_\_\_\_\_

下記のとおり公述いたしたく申請します。

記

(公述の要旨)

内区第 \_\_\_\_\_ 号福島県内水面区画漁業権漁場計画の案について

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

公聴会次第（案）

- 1 開 会
- 2 主宰者あいさつ（会長）
- 3 漁場計画の説明（知事部局）
- 4 公述者に対する注意（事務局）
- 5 公述者の公述
- 6 公述者に対する委員の質疑
- 7 閉 会

※1 公述者に対する注意事項

- 1 公述者は、発言するときは会長の許可を受けなければならない。公述申請書等の文書に記載された発言要旨の範囲を超えて発言してはならない。
- 2 公述者は、委員会の委員に対して質疑をすることができない。
- 3 会長は、公述者の発言が、その意見を聴こうとする範囲を超え、又は、公述者に不穏当な言動があったときは、発言の制止又は退場を命ずる。

※2 公述者に対する委員の質疑について

委員会の委員は、会長の許可を得て、公述者に対して質疑をすることができる。

<参考>

漁業法に基づく公聴会に関する手続規程

平成七年三月三十一日

福島県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法に基づく公聴会に関する手続規程を次のように定める。

漁業法に基づく公聴会に関する手続規程

(趣旨)

第一条 福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定に基づいて公聴会を開催しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第二条 委員会において、公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ、その決議をするものとする。

(主宰者)

第三条 公聴会は、会長が主宰して行う。

(会議上の拘束)

第四条 委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わない。

(期日、案件等の公告)

第五条 委員会は、公聴会を開催しようとするときは、公聴会を開催するべき期日の二週間前までに、期日、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告する。

2 前項の公告は、次に掲げる方法による。

- 一 福島県報への登載
- 二 委員会の掲示場への掲示

(文書の提出)

第六条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする利害関係人に対して、あらかじめ、発言の内容の要旨等を文書で提出させるものとする。

(公述者)

第七条 公聴会における利害関係人の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権者

- 二 入漁権者
- 三 漁業権漁業の経営者
- 四 漁業協同組合関係者
- 五 その他利害関係のある者

2 公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述者」という。）は、前条の規定により文書を提出した利害関係人のうちから委員会において選ぶものとする。

(公述の機会の公平)

第八条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ぶものとする。

(公述者の発言)

第九条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第十条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長は、その発言を制限し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第十一条 委員会の委員は、会長の許可を得て、公述者に対し質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第十二条 公述者は、委員会の同意を得たときには、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。